

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第 1 2 条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 3 条 本業務における特記仕様事項は、別添「河川管理施設機能評価業務 特記仕様事項」のとおりとする。

河川管理施設機能評価業務 特記仕様事項

1. 業務目的

本業務は、徳島県が管理する河川管理施設の機能を評価し、河川管理施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という）の改定版（案）を作成するため、必要な資料を収集整理し、各種設備・機器等における点検・整備・更新に関する計画を検討することを目的とする。

その際には、下記事項を考慮し、現行の長寿命化計画の見直しを行う。

- 1）現行の長寿命化計画の策定後に実施した点検・整備・更新実績の反映
- 2）整備計画規模（計画予算）に準拠した見直し
- 3）今後の維持管理・更新を効率的・経済的に行う施設計画の検討

2. 対象施設

本業務において対象とする河川管理施設は、次のとおりとする。

※排水機場に付随する水門及び樋門等の施設を含む

	施設名	容量／規模			業務箇所	個別施設数			
						排水 機場	揚水 機場	水門	樋門 ・ 樋管
1	田野川 排水機場	4.5x2	9.0	m ³ /s	小松島市 金磯町 14	1			

3. 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

（1）計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務遂行の基本方針を定めるものとする。

また、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務計画書を作成する。

（2）資料収集整理

過去の点検・整備記録、運転記録、事故・故障の履歴等の業務に必要な資料の収集、整理を行い、業務遂行の基盤とする。

（3）現地調査

現地調査を行い、水門等、建屋を含む屋外施設についての点検を行い、整理する。

また、地上レーザーやドローン等を用いて点群データを取得し、排水機場の施設の形状について、3次元データを作成する。作成した3次元データの図面に各施設の劣化や損傷箇所、クラックなどの現地調査結果を記載し、本体構造と維持管理情報の連携モデルを作成する。

（4）維持管理方針の基本的事項の更新

維持管理方法、管理水準、管理区分等、計画的な保全に関する基本方針、日常的な維持管理、点検、整備等についての基本的な事項について記載する。

(5) 効率的・経済的な施設更新計画の検討

長寿命化計画の改定版（案）を作成する上で、ライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針を整理し、施設の集約・撤去や点検・修繕・更新に係る新技術等の活用によるコスト縮減効果を発揮する計画となるよう検討を行う。

また、整理した方針・計画を長寿命化計画に反映させるものとする。

(6) 長期保存計画の更新

河川管理施設のライフサイクルシステム約 50 年程度を考慮した機器・部品等の更新計画（塗装、分解整備、部分的な取替・更新、設備更新）や長期的な点検計画等を施設毎に作成する。

(7) 年度毎の実施計画の更新

年度毎に実施する点検・整備の計画を施設毎に作成する。

(8) 河川管理施設台帳の更新

対象施設における施設台帳について、設備の更新等に合わせて主要仕様等の内容を更新する。併せて当該施設において実施した点検、整備等の履歴、事故・故障及びその他の措置の履歴について、その記録を記載する。

(9) 照査

仕様書に基づく諸条件、検討項目および作成した長寿命化計画の改定版（案）等について、業務の中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜照査を実施する。

また、全作業終了後にはすべての内容について照査し、照査報告書を取りまとめる。

(10) 報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。その際に、施設ごとの長寿命化計画等が確認しやすいよう、しおりやタグ付けするなど工夫するものとする。

4. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

(a) 業務着手時

(b) 中間打合せ（2回）

(c) 成果品納入時

5. 貸与予定品

本業務の遂行にあたり、必要と考えられる次の資料については、業務当初に発注者より貸与するものとする。

(1) 既往成果報告書

①施設ごとの長寿命化計画策定業務の成果報告書

②H25 徳土 豊ノ本川他 小・中郷他 河川管理施設長寿命化計画管理システム作成業務

③H27 鳴土 撫養川他 鳴・撫養他 河川管理施設機能評価業務

④H29 阿土 蛭地川他 阿南・桑野他 施設機能評価業務

(2) 各施設の点検・整備・更新実績を示す資料

- ・修繕、取替等の報告資料、金額等
- ・管理運転点検、定期点検結果、臨時点検等の点検資料、金額等

6. 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

- ・報告書（A4版印刷物） 2部
- ・報告書概要版（A4版印刷物） 2部
- ・電子データ（上記一式、CD-R等の電子媒体） . . . 3部（正1部、副2部）

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版等をA3版で納めることを妨げない。